

# 答 申 書

令和6年3月27日

神奈川県いじめ防止対策調査会

## 目 次

■ 第1章	はじめに	1
■ 第2章	会議の開催経過	2
第1	諮問事項	2
第2	本会の開催経過	2
■ 第3章	提言	3
第1	ネットいじめについて	3
第2	いじめに関する正しい理解の促進について	8
■ 第4章	おわりに	12
■	神奈川県いじめ防止対策調査会（第5期）委員名簿	13

## 第1章 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、平成26年4月にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関として設置された。

本会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することを目的としており、設置からこれまで3回の答申を行ってきた。

本会の委員は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、PTA代表者の11名と、県立高等学校長、県立特別支援学校長、市教育委員会代表、町村教育委員会代表の計15名で構成され、令和4年8月に開催した第1回会議から、令和6年3月に開催した第4回会議まで、県教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議してきた。

今般、第5期委員により審議した結果を、学校や教育委員会がいじめに関する取組をより実効的に行うため、本会の答申として県教委に提出するものである。

## 第2章 会議の開催経過

### 第1 諮問事項

令和4年7月8日付けで、県教委から本会へ次の事項が諮問された。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について（その3）

### 第2 本会の開催経過

本会は、県教委からの諮問を受け、令和4年8月に開催した第1回会議から令和6年3月に開催した第4回会議まで、計4回の会議で審議を重ねてきた。

第1回会議 令和4年8月2日（火）  
開催場所：波止場会館 4階大会議室

第2回会議 令和5年3月22日（水）  
開催場所：波止場会館 4階大会議室

第3回会議 令和5年8月3日（木）  
開催場所：神奈川県庁新庁舎 議会第6会議室

第4回会議 令和6年3月27日（水）  
開催場所：神奈川県庁新庁舎 議会第5会議室

### 第3章 提言

#### 第1 ネットいじめについて

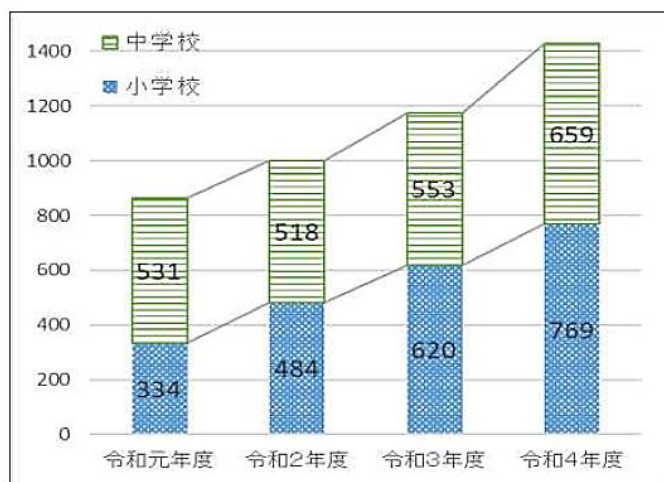
平成25年に施行された法において、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」が定められたが、SNSに起因するトラブルが増加するなど、ネットいじめは増加傾向にある。また、ネットいじめは外部から発見することが難しく、場所や時間に関係なく行われることや、エスカレートしやすいなど、問題が深刻化する危険性をはらんでいる。

このような現状に鑑み、本会では、ネットいじめの未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組について、これまで審議を重ねてきた。

##### (1) ネットいじめの現状

県教委が実施した「令和4年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果によると、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、令和元年度から令和4年度にかけて、県内の公立小学校は2.3倍（334件→769件）、公立中学校は1.2倍（531件→659件）に増加している。

【「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（件）】



※「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より

##### (2) ネットいじめの認知件数増加の背景

近年、パソコンやスマートフォン等の普及によって、インターネットの活用が身近になっており、子どもたちを取り巻くインターネット環境は大きく変わってきた。

内閣府が実施した「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果によると、子どもたちのインターネット利用率は、低年齢層

(0から9歳)は74.4%、小学生(10歳以上)は97.5%、中学生は99.0%、高校生は98.9%となっており、小学校高学年では、ほとんどの子どもがインターネットを利用している状況である。

さらに、インターネットを利用する子どものうち、専用のスマートフォンからの接続は、低年齢層(0から9歳)は17.3%、小学生(10歳以上)は64.0%、中学生は91.0%、高校生は98.9%となっており、中学生・高校生の9割以上が常時、インターネットに接続できる環境にある。

インターネットの普及により、直接、顔を合わせて会話をすることなく、インターネットを通じてコミュニケーションを取ることが増えていることが、コミュニケーション能力の低下につながっていると考える。

また、インターネットの普及に伴って、子どもたちの間ではオンラインゲームが流行し、子どもたちはバーチャル空間内でチームを作り、協力をし合いながらバトルゲームなどを行うが、お互いに顔が見えないため、無自覚で他者を罵倒したりするなど、攻撃的になる傾向が見られる。このようなバーチャル空間内の行動性が、SNSや、現実の世界におけるコミュニケーションにも影響を及ぼしているのではと懸念している。

ネットいじめの認知件数の増加は、子どもたちの中でのインターネットの普及により、子どもたちにこのような様々な影響を与えている結果と考える。

### (3) ネットいじめの未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組

インターネットに起因するトラブルの特徴として、お互いに顔が見えないために、相手の表情などを見ながら対応することができず、文字を中心にコミュニケーションを取るために、自分が送ったメッセージ等が無意識に相手を傷つけてしまうことが挙げられる。そのため、相手に誤解を与えてしまったり、意図しないいじめに発展することがある。

例えば、コミュニケーションアプリのLINEでは、子どもたちは特定の友達同士でグループを形成して、グループ内でメッセージのやり取りを行っているが、A君からのメッセージをB君がブロック機能により受信を拒否したことで、A君が傷ついていじめをされたと感じることもある。

そこでネットいじめに対する未然防止、早期発見に向けて、次の4つの取組を進めていくことが求められる。

1つ目は、コミュニケーション能力を身に付けることである。いじめは人間関係からもたらされるものであるが、人間関係を円滑にするためには、会話を通じて、他者と意思疎通を図ることが求められる。

家庭においては、親子の会話を通じて、コミュニケーション能力を育むことが大切である。会話とは言葉のキャッチボールであるが、親が子どもの話をしっかり聞いてあげることで、子どもは話し方を学ぶことができる。また、親が子どもに話しかけることで、子どもは相手の話をしっかりと聞こうとする。このように、親が子どもの話す力と聞く力を引き出してあげることが必要である。

また、学校においては、集団におけるコミュニケーション能力を育むことが大切である。学校生活の中で、自分とは異なる他者を理解することで、自己の存在を認識できるようになる。さらに、集団生活を円滑に過ごすためには、「相手の気持ちを考える」ということが非常に大切であるが、これを習得するには、高度なコミュニケーション能力や認知能力が必要とされる。

子どもたちには、インターネットやSNSでメッセージを相手に送る前に

- メッセージを受け取った相手がどう受け止めるかを、想像してから送るようにすること
- 一つのメッセージが、いじめに発展する可能性があるという認識を持つこと
- 自分と周りの人との感覚は必ずしも一緒ではないこと

等を理解してもらうために、道徳教育を初めとしてあらゆる教育活動の場において、対面でのシミュレーションなどを通じて、繰り返し指導することが必要である。

さらに、地域においては、様々な大人と接する機会が大切である。核家族化や地域コミュニティの希薄化によって、人と接する機会が減っているが、地域行事や地元開催のイベントなどに積極的に参加し、様々な年代の人たちと交流することで、多様なコミュニケーション能力を身に付ける必要がある。このように、子どもの発達段階に応じたコミュニケーション能力を家庭や学校、さらには地域と連携しながら、子どもたちを育成していく必要がある。

2つ目は、ネットリテラシーである。インターネットは、簡単に情報を収集できる半面、インターネット上で発信されている情報は正しいものばかりではなく、様々な危険性がある。子どもたちがトラブルに巻き込まれないようにしたり、知らないうちに相手を傷つけてしまわないようにするためには、インターネットを使いこなす正しく知識と能力を身に付ける必要がある。

現代の子どもは、幼少期より親のパソコンやスマートフォンを使ってインターネットを利用し始めるが、小学校に入ると自分専用の携帯電話を所有し、さらに、中学校に入る頃には自分専用のスマートフォンを所有するようになる。家庭においては、子どもがインターネットの利用を始めるときや携帯電話等を所有する段階を捉えて、子どもにインターネットの正しい知識を伝えていく必要がある。そのためには、親も日ごろからインターネットの特性や携帯電話機等の各種端末の機能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深める必要がある。

また、学校においても、ネットリテラシーについて、小学生から道德の授業や教育のカリキュラムに組み込んで、繰り返し教えることが大切である。この際、道徳的な部分だけを教えるのではなく、インターネットやSNS上のトラブルの事例を交えて教えることも有効である。さらには、通信事業者と連携して、企業の講師による研修を実施することも効果的である。

なお、研修については、子どもに限らず、教職員や保護者を対象とした研修を開催することも必要である。

3つ目は、家庭内のルールづくりである。例えば、インターネットには、次のような特徴がある。

- ・ インターネット上には、嘘の情報もあり、結果的に詐欺やニセ情報に翻弄される危険性がある（信憑性）。
- ・ 不特定多数の人に見られる可能性があり、悪意を持った人に利用される危険性がある（公開性・公共性）。
- ・ インターネットやSNSに投稿した情報は拡散されやすく、自分ではコントロールができなくなる危険性がある（拡散性・記録性）。
- ・ 情報や娯楽を際限なく追い求めることで、日常生活や勉強が疎かになる危険性がある（依存性）。

これらのトラブルから子どもを守るためにも、家庭内のルールづくりが必要である。



家庭内のルールの一例として、

- 生活習慣が乱れないように、一日の使用時間や時間帯、使用する場所を決める。
- インターネット利用時に不正なサイトやアプリからのウイルス感染や、個人情報の流出を防ぐために、登録サイトのチェックやアプリのダウンロードは親と事前に確認する。
- SNSを利用するときは、個人情報は書き込まないことや、人を傷つける書き込みはしないことを約束する。
- ルールを守れなかったときは、一定期間の使用禁止や、身に覚えのない請求が来た場合など困ったときは、親に相談する。

等が挙げられるが、こうした家庭内のルールづくりは、家庭の状況に応じて項目を増やしてもよいであろう。また、子どもの発達段階に応じて、修正したり、見直しを行うとともに、子どもとはどうしてルールが必要であるかを共有し、お互いに納得することが重要である。

4つ目は、いじめの相談体制の整備である。ネットいじめに限らず、いじめ全般にいえることであるが、相談しやすい雰囲気や土壌作りはもちろん、「嫌なことがあったら誰かに相談したほうがよい」と伝えることが大切である。相談された際には、速やかに対応することで、対応してもらった子どもは、経験上、「次も相談してみよう」と思うため、相談しやすく迅速に対応ができる相談体制の確立が必要である。

また、ネットいじめは、外部から発見することが難しく、表面化しにくいという特徴がある。そのため、SOSを出せない子どもたちに対応するには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉の専門家による、積極的なアプローチが不可欠となる。

そこで、令和5年度から県教委が実施している、SOSを出せない子どもたちを含む、すべての子どもが抱える困難を積極的にキャッチし、プッシュ型面談などにより適切な支援につなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組について、さらに推進していく必要がある。

## 第2 いじめに関する正しい理解の促進について

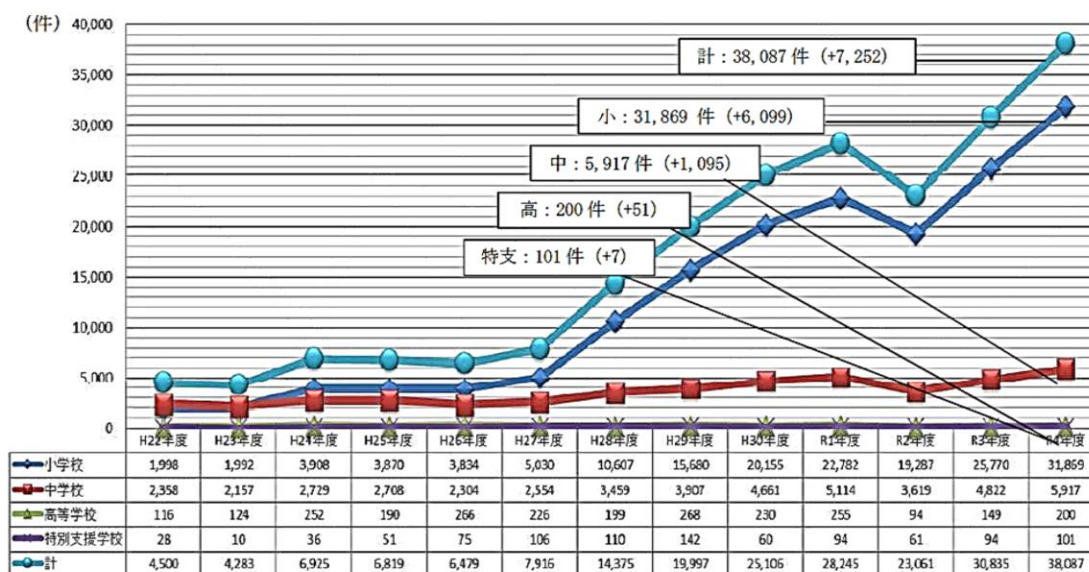
いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるため、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめ問題に取り組むに当たって、すべての教職員がいじめに関する正しい理解を持つとともに、一人で抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応することが大切である。本会では、いじめに関する正しい理解を促進し、いじめ防止対策等につなげる効果的な方策・取組について、これまで審議を重ねてきた。

### (1) いじめの認知に関する現状

本県の公立学校におけるいじめの認知件数については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響により減少したものの、年々増加している傾向がある。

【いじめの認知(発生)件数の推移(公立学校)】



令和4年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より7,252件増加し、38,087件でした。全ての校種において認知件数が増加しました。

※「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より

いじめの認知件数の増加は、法の制定以降、いじめに関する正しい理解が進み、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できる一方で、極端に認知件数が少ない学校があるなど、学校間等でいじめの認知に大きく差があり、学校によって「いじめ」の捉え方に差があることが指摘されている。

## (2) いじめに関する正しい理解

いじめの未然防止、早期発見に当たっては、いじめに関する正しい知識を持って、対応する必要がある。そのためには、教職員は研修等を通じて、子どもは道德の授業等を通じて、次の基本的な考えを共通理解・認識として持つ必要がある。

### ア いじめの定義

いじめの定義は、これまでいくつかの変遷を経て、平成 26 年度からは、法第 2 条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。

### イ いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も以下のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要である。

- (ア) いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- (イ) いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人環境等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (ウ) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。  
とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- (エ) いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。
- (オ) いじめは、大人には気付きにいくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (カ) いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

### ウ いじめの早期発見

学校は、いじめの問題に対して、早い段階から複数の教職員が関わり、積極的に認知する必要がある。

教員向けの研修においては、いじめを積極的に認知する理由としては、早期にいじめに対応するための認知であることをしっかりと伝えることが必要である。

### (3) いじめの未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組

いじめに関する正しい理解を促進し、いじめの未然防止、早期発見につなげるには、次の3つの取組を進めていくことが求められる。

1つ目は、学校、家庭、地域、関係機関との連携である。いじめの対応に当たっては、学校関係者だけではなく、子ども、保護者、地域、関係機関が連携して、いじめに対応していくことが重要である。

例えば、イギリスにおいて、生徒代表、教職員代表、PTA代表、地域の方の代表によって、毎年、その学校のいじめ防止対策をどのようにするかを議論して決めている事例がある。そうした取組によって、子どもたちが主体的にいじめとは何か、いじめを減らすにはどうしたらよいかを考える機会になると考える。

神奈川県でも、すべての県立学校でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校と保護者や地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組んでいるが、この取組を活用して、いじめ防止等の方針やプログラムを決めることもよいであろう。

#### ア 学校内の連携

学校においては、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員のほか、心理や福祉分野の専門的知見を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、いじめに対して、チームで組織的に対応するとともに、お互いが対等の立場で意見交換ができる関係を築くことが必要である。

#### イ 保護者との連携

学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援等し、家庭と連携して取り組む必要がある。

さらに、学校は積極的に保護者にも協力を求めることも大切である。学校と保護者が連携し、教職員と保護者という互恵的關係の中で、学校教育を作り上げていかなければならず、学校が本当に困っているときは、学校運営協議会などの中で保護者へ伝えながら、保護者と協力して子どもを支える枠組みを作っていくことが必要である。

#### ウ 地域との連携

いじめの問題は、塾やスポーツクラブなどの子どもが関わっている集団で起こることもあり、学校と地域が連携して対応することが必要である。

また、学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな人間性の成長を促していくことが必要である。

## エ 関係機関との連携

いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する必要がある。

また、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と積極的に連携して対処する必要がある。

2つ目は、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもへの支援である。いじめは、必ずしも一方が被害者でもう一方が加害者といった単純なケースだけではなく、どちらも被害者、加害者であるケース、時には被害者と加害者が逆転したり、両者がはっきりと分けられないケースもある。

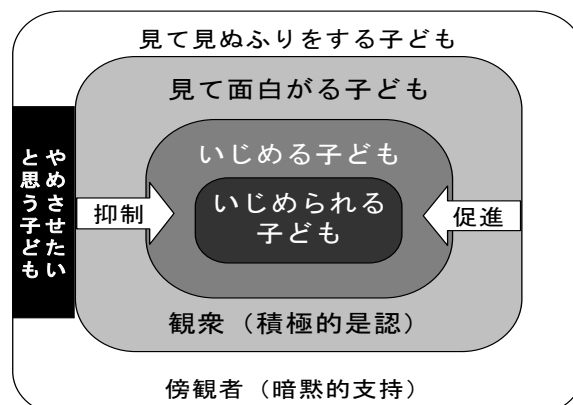
いじめの対応に当たっては、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども両方へのケアが必要であることは言うまでもない。被害者については、失われた自尊心や自己肯定感をフォローしていく必要があり、加害者については、感情のコントロールが困難なことから、自分のストレスをいじめという形で発散することがあるため、きめ細やかにフォローしていく必要がある。

なお、善意から行った行為が、相手の子どもにとっては苦痛に感じてしまうケースもあるが、このような場合には、「いじめ」という言葉を使わずに子どもへ支援や指導を行うなど、柔軟に対応する必要がある。

3つ目は、傍観者の指導である。いじめられた子どもは、集団の中で他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていくことがある。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいる。いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在がある。

いじめの未然防止、早期発見に向けては、いじめと分かりながら何もしない「傍観者」とならないために、いじめを見た時にどうすべきかといった具体的な事例も交えながら、いじめを自分たちの問題として捉え、子ども同士で話し合えるような取組を行うことが必要である。

### 【いじめの構造】



## 第4章 おわりに

近年増加しているネットいじめに対しては、学校、家庭、地域が連携して、子どものコミュニケーション能力を育むとともに、子どもにはネットリテラシーについて、丁寧に教えていく必要がある。それには、大人自身もインターネットやSNSについて、積極的に知識を学ぶことが望まれる。

また、いじめの正しい理解促進に当たっては、すべての教職員、子ども、保護者がいじめに関する正しい知識を持って、いじめに対応することが必要である。さらに、いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校、家庭、地域、関係機関が連携して対策に取り組むことが求められており、学校運営協議会などの場を活用して、いじめ防止の方針やプログラムを作成することが望まれる。

令和5年度からすべての県立高校に専門人材であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、「かながわ子どもサポートドック」を実施しているが、従来の待つ相談体制から積極的にアプローチをする相談体制へ変わったことは、とても評価している。しかし、現在の配置状況では困難を抱えるすべての子どもに対応することは困難であることから、さらなる専門人材の配置の拡充が望まれる。さらにこれら専門人材の育成を行うことも重要であることから、スーパーバイザーやアドバイザーの増員も望まれる。

今後も学校や県教委においては、引き続き、いじめの未然防止、早期発見に向けて、より実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでほしい。

## 神奈川県いじめ防止対策調査会（第5期）委員名簿

定数 15 名 任期 2 年

役職	選出区分	氏名	任期	備考
会長	学識経験者 (団体)	柳生 和男	令和4年4月26日 ～令和6年4月25日	特定非営利活動法人 J・ENE P理事長
副会長	学識経験者 (団体)	松本 浩之	同上	文教大学准教授
	学識経験者 (団体)	下里 大介	令和5年11月21日 ～令和6年4月25日	弁護士
	学識経験者 (団体)	佐藤 みのり	令和4年4月26日 ～令和6年4月25日	弁護士
	学識経験者 (団体)	大滝 紀宏	同上	精神科医
	学識経験者 (団体)	岩田 泰子	同上	精神科医
	学識経験者 (団体)	片倉 栄子	同上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	永田 麻里	同上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	大谷 正昭	同上	精神保健福祉士
	学識経験者 (団体)	小島 操子	同上	社会福祉士
	学識経験者 (団体)	中野 真衣子	同上	神奈川県立高等学校 PTA連合会顧問
	行政機関 (団体)	浅井 大輔	同上	海老名市教育委員会教育支援課 教育支援担当課長兼指導主事
	行政機関 (団体)	清水 武彦	同上	神奈川県立瀬谷支援学校長
	行政機関 (団体)	清水 智香	令和5年5月8日 ～令和6年4月25日	大磯町教育委員会教育部 学校教育課副主幹兼指導主事
	行政機関 (団体)	内田 和幸	同上	神奈川県立相模向陽館高等学校長

### ※任期途中で交代した委員

	行政機関 (団体)	須田 幸年	令和4年4月26日 ～令和5年5月7日	大磯町教育委員会教育部 学校教育課主幹
	行政機関 (団体)	岡本 裕子	同上	神奈川県立釜利谷高等学校長
	学識経験者 (団体)	大崎 克之	令和4年4月26日 ～令和5年11月20日	弁護士